

若洲ゴルフリンクス利用約款

この利用約款は、東京都海上公園条例、同条例施行規則、若洲海浜公園管理運営方針に基づき、若洲ゴルフリンクスの管理運営の適正化を図ることを目的として定めるものです。

(本約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、本約款に従って利用して下さい。

(利用者)

第2条 利用者は、東京都内に居住、または勤務されている方です。

プレー日当日は、都内在住、在勤を証明できるものを提出していただくことがあります。

ただし、予約申込数が予定数に満たないときの補充申込は、都内在住、在勤以外の方でも利用できます。

(利用の申込)

第3条 当ゴルフ場を利用する場合は、次の各項に従って手続きしていただきます。

1 平日・土・日・祝日及びセルフデー

予約は、プレー日1ヶ月前の応当日(プレー日と同じ日)の正午から、インターネットまたは専用電話にて先着順に所定組数まで受け付けます。

ただし、応当日の無い月は、末日に受け付けます。

2 スループレー及び薄暮プレー

予約は、プレー日1ヶ月前の応当日の翌日から前日までの間に専用電話及びインターネットにて受け付けますが、予定組数に到達次第締め切りとなります。

3 コンペ利用

① コンペの予約は、抽選受付となります。プレー月の2か月前の1日10時から5日24時の間で若洲ゴルフリンクスホームページにて、応募を受け付けます。

② 抽選の結果は、翌6日15時にグループアカウントにて登録した代表者1名のメールアドレスへ通知します。

③ 応募にはグループアカウントの登録が必要となります。都内在住または在勤の代表者2名様を登録いただき、代表者2名様はコンペに参加いただく必要があります。

④ セルフプレー日は、コンペ受付をいたしません。

(予約人数)

第4条 前条の予約人数は、次の各項のとおりです。

1 原則として1組4人若しくは3人とします。

2 薄暮プレーのみ1組2人でも受付します。

3 前条第3項のコンペについては、1パーティー当たり、平日は2組から10組、土・日・祝日は2組から6組の範囲内で予約して下さい。

4 プレー当日2人になってしまった場合は組み合わせもしくは2バッグ追加料金での案内となります。

5 前条第3項のコンペについては利用人数により組数を調整します。

6 予約は1人の予約者に対し、原則1日1件のみの予約とします。

(同伴者登録)

第5条 利用の申込をした場合は以下の手順で同伴者の登録を行ってください。

所定の期間内に、ファクシミリ・またはインターネットを利用し、申込代表者氏名(フリガナ)及び連絡先の電話番号、プレー日及びスタート時間、予約番号、同伴者氏名(フリガナ)を明記し、当ゴルフ場まで送付して下さい。氏名はフルネームで記入して下さい。

(同伴者変更)

第6条 第5条によりお申し込みいただいた方全員の同伴者変更は、原則として出来ません。ただし、当ゴルフ場が相当の理由があると判断できる時には、変更を認める場合があります。

(個人情報に関して)

第7条 当ゴルフ場は、個人情報を収集する場合、適法かつ公正な方法により行うと共に、利用目的を明確にし、必要な範囲内で個人情報を収集します。ただし、利用目的外となる場合であっても、法令の規定による警察署や裁判所からの問い合わせには対応します。

(予約の取り消し)

第8条 予約は、次の各項に該当する場合に自動的にキャンセル扱いとし、予約を取り消します。

- 1 所定の期間内にメンバー登録をされない方。また、予約者全員のメンバー変更も同様の取り扱いとなります。
- 2 第3条第3項のコンペについては、2組を下回った場合は予約を取り消します。
- 3 第4条第6項に定める予約人数および組数を上回る予約を取った場合は、その予約を取り消します。

(利用料金等)

第9条 利用料金等は別表のとおりです。

なお、1月2日、同月3日、12月29日及び同月30日は祝日扱いとなります。

(乗用カートの利用)

第10条 キャディ付きプレー及びセルフプレーでは、乗用カートでのプレーとなります。

安全運行を遵守し、プレー目的以外の使用は、お断りします。また、運転者およびその他の利用者は別に定める乗用カート利用規則を遵守して下さい。

(休場日)

第11条 休場日は、次の各項で、一般の利用者は利用することができません。ただし、必要に応じ臨時的に変更することがあります。

- 1 第3火曜日を除く毎週火曜日(火曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)。
- 2 1月1日及び12月31日。
- 3 コース及び施設の改修工事や整備等のための臨時休場日。
- 4 当ゴルフ場の主催もしくは共催の催事(イベント)による臨時休場日。

なお、臨時休場日の期間等については、当ゴルフ場ホームページ及びクラブハウス内の掲示をもって、事前にお知らせいたします。

(利用日の制限)

第12条 前条による休場日以外であっても、当ゴルフ場の催事(イベント)等で、一般の利用者の利用の一部を制限する場合があります。

(クローズ及びクローズ時における利用料金等)

第13条 当ゴルフ場のクローズ及びその場合における利用料金等の取扱いは、次の各項のとおりとします。

- 1 クローズ
 - ① 台風・降雪等の天候、地震等の天災、火災、ストライキ、疫病、暴動又は戦争行為などの不可抗力により、プレー不能と当ゴルフ場が判断した場合。
 - ② 施設の故障等により、プレー不可能と当ゴルフ場が判断した場合。
- 2 利用料金等の取扱

プレー開始後に予測を越えた気象状況の急変等により、プレー途中でクローズした場合の利用料金・キャディフィについては、前半の9ホール以内でプレー終了の場合は半額とします。

なお、クローズの場合の代替として、プレー日の振替には応じられません。

(プレー当日の手續と利用契約の成立)

第14条 プレー日当日は、利用(スタート)時間の30分前までに来場の上、来場者カード及びオンライン版利用者登録(事前登録)に以下の必要事項を記入後、フロント受付及び自動専用端末にて手続きを行って下さい。

- 1 住所
 - 2 氏名
 - 3 年齢
 - 4 電話番号
 - 5 暴力団等反社会勢力の構成員ではないことの誓約
- それにより、利用券を交付し、本ゴルフ場との利用契約が成立するものとします。

(ラウンド)

第15条 プレーは1ラウンド制としますが、利用者数に余裕がある場合は、1.5ラウンドも可能とします。

(クラブなどの確認)

第16条 利用者は自ら、クラブや所持品(衣類を含む)の確認をスタート前とプレー終了後に行ってください。当ゴルフ場は、クラブの種類の違い、本数の不足もしくは毀損並びに所持品の紛失等について一切責任を負いません。

(エチケット、マナーの遵守と危険防止)

第 17 条 利用者は、エチケット、マナーを守り、ゴルフプレーに伴う事故を未然に防止するため、次の各項をお守り下さい。

- 1 先行する組の 20 ヤード以内への打ち込みや、隣接ホールへの打ち込みは、特に危険です。プレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断し、打球してください。
- 2 アドレスしたプレーヤーの前に決して出ないで下さい。
- 3 素振りは、周囲のプレーヤーやキャディ等に十分注意をし、周囲の安全を確保した上で、適切な場所及び方法で行ってください。
- 4 プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。
- 5 ホールアウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールにお進み下さい。
プレーヤー間において発生した打球事故その他の事故については、当事者間で解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(喫煙の禁止)

第 18 条 当ゴルフ場施設内では、指定場所以外の喫煙を禁止します。

(行為の禁止)

第 19 条 当ゴルフ場施設内では、次の事項を禁止します。

- 1 賭博、その他風紀を乱す行為。
- 2 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為。
- 3 利用者以外のコース内及びクラブハウス等施設内への立ち入り。
ただし、当ゴルフ場関係者、工事等関係者、その他特別に許可した者を除きます。
- 4 当ゴルフ場の管理運営に支障を及ぼす行為。また、他人に迷惑を及ぼす、不快感を与える行為。
- 5 必要以上の暫定球や複数球の使用は禁止とします。

(持込品の禁止)

第 20 条 当ゴルフ場施設内では、次の各項の持ち込みを禁止します。

- 1 ペット等の動物。
- 2 悪臭を放つもの。
- 3 銃砲刀剣類。
- 4 火薬、揮発油等、発火、爆発の恐れがあるもの。
- 5 騒音を発するもの。
- 6 その他、法令等により禁止されているもの、他の利用者に対し危険を及ぼす、または迷惑となる恐れがあるもの。

(利用の拒絶)

第 21 条 当ゴルフ場施設においては、次の各項の場合、利用をお断りすることがあります。

- 1 利用者がこの利用約款に従わなかった場合。
- 2 予約の取消しを繰り返す、予約の取消しを行わずプレー日に来場しないことを頻繁に行うなど、他の利用を著しく阻害する恐れのある場合、または過去に利用の継続をお断りした方で、今回もその恐れのある場合。
- 3 偽名または他人名義で予約申込みを行った場合、オンライン版利用者登録及びプレー当日来場者カードに虚偽の記載をした場合。
- 4 申込者、利用者、または、その同伴者のいずれかが暴力団等反社会的勢力の社員および構成員、あるいは関係者であると認められた場合。

(違背の場合の責任)

第 22 条 利用者が、この利用約款に違反し、または、故意・過失によって、他の利用者、従業員及び施設等に損害を与えた場合には、それによって生じた損害額を負担していただきます。また、利用者自身が被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(雷鳴・地震等災害時)

第 23 条 雷鳴・地震等災害時には、直ちにプレーを中止し、防雷小屋や安全と思われる場所に避難して下さい。また、緊急放送等があった場合はその指示に従うとともに当ゴルフ場の従業員の誘導に従って下さい。

(駐車場)

第 24 条 駐車場は、都立若洲海浜公園付帯施設の駐車場を利用して下さい。

なお、駐車場内における盗難・事故・損傷等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(酒類提供の禁止)

第 25 条 当ゴルフ場は、食堂・コース売店等当ゴルフ場内の全ての施設において、運転者に対するアルコール類の提供を一切お断りいたします。

(浴室及びロッカー)

第 26 条 ロッカーには金銭その他貴重品は入れないでください。浴室での盗難、ロッカー収容品の盗難、紛失、損傷等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

なお、ロッカーキーを紛失された場合は、実費相当額を申し受けます。

(浴室利用の禁止)

第 27 条 浴室の利用については、次の各項該当者は利用をお断りいたします。

- 1 泥酔された方。
- 2 入れ墨、タトゥーの入った方など、他の利用者に不快感を与える方。
- 3 疾病等で他人に伝染する恐れのある方。

(貴重品ロッカー)

第 28 条 貴重品ロッカーは、利用者が貴重品を保管するために、一時的に当ゴルフ場が場所を提供するものです。次の各項に従って利用して下さい。

- 1 次のものは、貴重品ロッカーに収納できません。
 - ① 多額の金銭や、高価な貴金属及び有価証券等。
 - ② 不法物品、危険物及び腐敗、破損しやすいもの。
 - ③ セカンドバッグ等、ロッカーに入りきれない大きさのもの。
- 2 第 1 項の収納できないものが入れられた事実が判明した場合、または、その疑いがある場合、当ゴルフ場において確認のため解錠し、その結果に応じて保管・廃棄、または、その他の方法により処理する場合があります。

3 次に該当する場合の損害について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

- ① 暗証番号の盗用による場合。
- ② 利用者のロッカー誤使用による場合。
- ③ 天災等、その他不可抗力による場合。
- ④ 第 1 項の収納できないものを入れた場合。
- ⑤ 当ゴルフ場の利用者以外の者が利用した場合。
- ⑥ その他不可抗力等による当ゴルフ場の責めに帰さない場合。

4 ロッカーに貴重品が入らない場合、または、利用者の申請により、フロントにて貴重品を預かります。お預かりする際に預かり証をお渡しします。引換えの際には必ず預かり証を持参してください。預かり証の持参人に保管物を返却した後は、一切責任を負いません。

(忘れ物の処理)

第 29 条 当ゴルフ場の忘れ物については、発見の日から 6 ヶ月を限度としてお預かりします。忘れ物をした方は、上記期間内に当ゴルフ場に来場し、本人確認等所定の手続きを経て忘れ物を受領してください。なお 6 ヶ月を経過しても忘れ物を受領しなかった場合は、その所有権を放棄したものとみなして、当該忘れ物を廃棄処分などの処理をします。

(宅配便)

第 30 条 当ゴルフ場にゴルフバック等を送る際には、伝票備考欄に必ず正確なプレー日を記入して発送して下さい。

また、その物品の受領、保管、発送等について当ゴルフ場は、単に宅配業者の指定する方式に基づいて便宜を図るものであり、事故発生の際は一切の責任を負いません。事故等により紛争が生じた場合は、利用者は委託宅配業者との間で解決して下さい。また、第 13 条により当ゴルフ場がクローズになった場合、配送料の請求等には応じられません。

(信義則)

第 31 条 本利用約款に定めのない事項には、信義誠実の原則に従って解決するものとします。

(約款の変更等の周知)

第 32 条 社会環境・利用状況に応じて、利用方法、プレー方法等の試行、変更あるいはこの利用約款の改廃等を行う場合は、クラブハウス内への掲示等で事前にお知らせいたします。

(その他)

第 33 条 この利用約款を運用するにあたっての必要な事項については、別途定めます。

(附則)

本約款は、平成 10 年 9 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 11 年 7 月 26 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 12 年 1 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 12 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 16 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 17 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 18 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 22 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 27 年 2 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 28 年 5 月 6 日より施行します。

(附則)

本約款は、平成 30 年 7 月 2 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和元年 10 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 2 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 2 年 8 月 26 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 4 年 3 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 5 年 4 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 5 年 5 月 1 日より施行します。

(附則)

本約款は、令和 5 年 7 月 1 日より施行します。

別 表 利用料金

1 ラウンド	キャディ付きプレー		セルフプレー		薄暮プレー	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
利用料金	9,000 円	18,000 円	9,000 円	18,000 円	4,500 円	9,000 円
ゴルフ場 利用税	600 円		600 円		300 円	300 円
キャディフィ	3,090 円		—		—	—
カートフィ	2,800 円		2,800 円		700 円	700 円
食事代	—		1,150 円		—	—
緑化協力金	50 円		50 円		—	—
追加料金	3 バッグ 1,960 円 2 バッグ 5,890 円		3 バッグ 930 円 2 バッグ 4,235 円		—	—
追加 0.5 ラウンド	キャディ付きプレー		セルフプレー			
	平日	土日祝日	平日	土日祝日		
利用料金	4,500 円	9,000 円	4,500 円	9,000 円		
キャディフィ	1,545 円		—			
カートフィ	1,400 円		1,400 円			
追加料金	3 バッグ 980 円 2 バッグ 2,945 円		3 バッグ 465 円 2 バッグ 2,118 円			